

Risk Alert:

東北地方太平洋沖地震および津波による大災害

基本情報

日本は2011年3月11日（金）に東北地方を襲ったマグニチュード9.0の巨大地震とその津波による被害からの復旧途上にあります。また、その津波の影響は遠く離れたカリフォルニアにも及んでいます。

多くの犠牲者と建物やインフラに壊滅的な被害となり、余震は今尚続いています。この地震は、規模において日本史上最大の地震であり、世界で五番目のものです。

被害

津波の襲来によって沿岸地域の街々は完全に流されるなど、建物やインフラへの被害は甚大です。地震そのものの被害は日本の東北地方全体に広がっています。現時点で経済的損失を予想するのは早計ですが、専門家は史上に名をとどめる大惨事になると見えています。

特に憂慮されるのは、被災地域内にある4箇所の原子力発電所の計11の原子炉の損傷です。2箇所で爆発が起これ、政府は原発から半径20キロメートル以内の住民に避難勧告*を発令しました。マーシュは、この原発関連の状況について詳細の情報を掲載しています。マーシュ災害復旧ポータルをご参照ください。マーシュ災害復旧ポータルのアドレスは以下の通りです。

<http://www.global.marsh.com/disasterrecovery>

リスク

このような大規模災害を受けて考慮されるべきリスクと課題には以下のものがあります。

病気：大きく憂慮すべきなのは汚染された水を介して病気が蔓延することでしょう。上水道・下水の処理施設に大きな被害が及ぶことにより、被災地の人々はペットボトル入りの飲料水や政府や救援組織からの配給に頼らざるを得ません。

停電：当局は東京の一部を含む8都道府県に対して輪番停電を指示しました。企業と個人は今後の計画停電に備えて準備を行うべきでしょう。

従業員の勤務体制計画：多くの交通手段が激しく混乱しており、通勤が困難となっています。企業は在宅勤務などの代替勤務手段の計画と実行に移す準備に取り掛かるべきでしょう。

事業継続マネジメント：企業は可能な限り最短での復旧を実現するために、自社の事業継続マネジメント（BCM）とクライシス・マネジメント計画の再検討を行なう必要があるでしょう。

サプライチェーン：企業は自社のサプライチェーンへの影響の有無を評価し、影響の軽減策あるいは代替納入業者の手配をつける判断を行う必要があるでしょう。

保険金請求の準備

自然災害による被害を受けた多くの企業は、迅速な片付けと復旧に集中することとなります。しかしながら、保険に関わる初期対応として、企業は財物保険や利益保険に関わる損害・損失を適切に定量化した上で保険金請求への準備も考慮しておくべきでしょう。

保険金請求にあたっては、貴社担当の損害査定人あるいはクレーム対応担当者との協議のうえ以下のような初期対応を検討する必要があります。

1) 窓口担当者の任命

- 保険会社からの損害が発生した設備の調査依頼は、貴社の指定した窓口担当者に事前に集約することを保険会社に依頼してください。そしてその窓口担当者が損害査定人との打ち合わせに毎回同席するよう徹底してください。
- 保険会社の貴社構内への立ち入りや情報提供の依頼が、全て窓口担当者を通して行われるべきであることを全従業員に周知してください。

2) 写真やビデオなどで証拠の撮影

- 保険目的の所在
- 保険目的の状態

3) 以下の損害発生前の情報の別途保存

- 不動産・動産の維持管理記録
- 固定資産台帳
- すべての予算/業績予測
- 時系列の売上データ、議事録、増資を含む事業計画の遂行に関する記録の全て

可能であれば、全ての電子データのバックアップを作成し、コピーを隔離された場所に移動・保管して下さい。

4) 費用の把握

- 個々の保険金請求に対して個別に証明書類一式を用意します。証明書類には、支払明細、購入発注書の写し、請求書などを含みます。特別な購入注文番号を設定し、全ての請求書にその番号を記入するよう納入業者に指示します。
- 特別な会計科目、サブ勘定を以下に対して設定します。
 - － 災害（損害の原因となった事象）により損傷を受けた個々の建物の修理や交換費用と建物の損害に関連した建物別の支出の記録
 - － 緊急時の車両使用などを含む上記と同じ根拠の臨時費用
 - － 売上の減少の防止あるいは被害の軽減のために要した費用（例 設備の臨時借用費用など）

疑問点については記録の上、後日見直して下さい。

5) 全ての社内発生労働費用に対し、以下を記録して下さい。

- 従業員の配置状況や異動
- 追加労働時間の集計；
従業員毎、詳細勤務地毎（もし可能であれば）、それぞれについて時間内労働と時間外労働の内訳

時間内労働と時間外労働を表示する従業員タイムカードの保存

6) 従業員は災害（損害の原因となった事象）に関連して発生した全ての費用について個々の損害ごとに区分して申請をすることを指示して下さい。

7) 以下の記録を保管して下さい。

- 損害に関連する事象の時系列の記録と損害が貴社の操業に与えた影響
- 顧客とサプライヤーとの電話連絡と打ち合わせ記録

詳細については、マーシュの営業担当者にご連絡いただくか、マーシュ災害復旧ポータル (<http://www.global.marsh.com/disasterrecovery>) をご覧下さい。

*政府は3月15日午前、原発から半径20キロ以上30キロ以内の住民に対し屋内退避を指示しました。

マーシュジャパン株式会社 東京本社 03-5334-8200（代表） 大阪支社 06-6231-9055（代表）
マーシュブローカージャパン株式会社 03-5334-8290（代表）
www.marsh-jp.com

本書に記載の情報（以下「本情報」という。）は、取り扱われている主題に関して概観をご理解頂くためにのみ提供されるものであり、個別の状況に対する助言または法務、税務もしくは会計に関する助言として理解されることを意図するものではなく、またそのように依拠されるべきものでもありません。保険契約者・被保険者におかれては、特定の保険の補償内容およびその他の個別の問題については、各自で保険、法律その他の専門家・アドバイザーに照会頂く必要があります。保険の補償内容は個別の契約条項や免責条項等によって異なります。弊社は、特定のお客様または特定のリスクについて適切な保険が入手可能であるかどうかの保証をするものではありません。弊社は、明示的にも黙示的にも、保険約款の適用または保険会社（再保険会社を含む）の財政状態もしくは支払余力について何らの表明・保証をするものでもありません。弊社は、ガイ・カーペンター、マーサーならびにオリバーワイマングループ（LippincottおよびNERAエコノミック・コンサルティングを含む）を擁する Marsh & McLennan Companiesの一員です。